

## ③-2 家賃支払期限延長の流れ

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、家賃の支払いが困難となった入居者を対象に家賃支払い期限延長を行います。なお、家賃の減額や免除にはなりません。

### 対象者

令和2年2月1日以降に収入が減少した市営住宅の入居者

### 支払い期限延長期間

申し出の翌月から最大3か月分の家賃の支払期限を令和3年3月31日まで延長

### 申請の期間

毎月15日を申請期限として、令和3年2月15日まで

### 申請に必要な書類

- ①申請者全員が必ず提出するもの
  - ・市営住宅家賃支払期限延長申請書



### 申請書の受付

加須市役所建築課、埼玉県住宅供給公社熊谷支所に持参又は郵送で受付

受付先 加須市役所 建築課 営繕・住宅担当 ☎0480-62-1111(内線 286)  
埼玉県住宅供給公社熊谷支所 市営住宅担当 ☎048-577-6043



### 申請書類の確認

申請された書類、家賃の収納状況の確認を行います。

#### ①口座振替の方

申請のあった最大3か月分の口座からの引落しを停止し、納付期限を延長した納付書を作成します。

#### ②納付書払いの方

申請のあった最大3か月分の納付期限を延長した納付書を作成します。  
また、申し出のあった月に関する督促状や催告書の発送を停止します。



### 決定通知書の交付（郵送）、納付書の発送

申請者に「市営住宅家賃支払期限延長決定通知書」を交付します。  
申請のあった最大3か月分の納付期限を延長した納付書を郵送します。



### 家賃の納付

申請者に納付期限を令和3年3月31日までに延長した納付書を郵送しますので期限内に納付してください。

お手元の年度当初に発行した納付書は破棄し、重複して納付しないようにご注意ください。